

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に第19部として次のように加える。

	第19部	追	補	(15)		
	外	用	薬		規	格
品		名			格	単
					位	位
						薬
						価
						円
(ひ)						
ヒアルロン酸ナトリウム点眼液0.1%「トーワ」					0.1% 5 mL 1 瓶	200.20
ヒアルロン酸ナトリウム点眼液0.3%「トーワ」					0.3% 5 mL 1 瓶	286.20